公 示

農産物検査法(昭和26年法律第144号)第17条第7項の規定により、地域登録検査機関の登録事項の変更の届出があり、登録台帳への記載事項を次のとおりとしました。 令和7年3月31日

長野県知事 阿部守一

登録番号	70	登		平成18年3月28日					
登録検査を	選 関 の 名 称 洗馬農業協同組合								
代表者氏名		代表理事 北沢 泉							
主たる事務所の所在地		長野県塩尻市大字洗馬2720番地3							
登録の区分	品 位 等 検 査								
農産物の種類	国内産玄米								
	農産物検査員					成分検査業務受委託先			
検査を行う区域	氏 名		農産物の種類		証明書番号	受委託の区分	登録検査機関の名称	代表者氏名	主たる事務所の 所在地
長野県	武田	勲	玄米		K1123929				
備考	農産物検査員の抹消								

農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類が飼料用もみ又は飼料用玄米のみに限られる場合は、それぞれもみ(飼料用もみ)又は玄米(飼料用玄米)と記載する。